

令和7年度伊方町社会福祉協議会事業計画（案）

基本方針

都市部を除く日本各地では人口が年々減少し、各分野で労働力不足が広がっています。なかでも福祉分野の人材不足は深刻化しており、福祉サービスの提供体制を揺るがしかねない状況にあります。

地方ではひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、一部の世帯においては様々な生活における困りごとを抱えている状況です。また、地域で潜在化していた生活課題に失業や物価高騰などが重なり、複雑・多様化した課題を抱えた世帯も増加傾向にあります。

それらの生活課題を抱えた人々への支援を積極的に展開していくためには、社協の組織・事業の基盤強化を進め、職員の人材確保・育成・定着に関する検討を行う必要があります。

本会では、処遇改善などあらゆる手段を講じ、人材の確保・育成・定着に努め、複雑・多様化する福祉ニーズに柔軟に対応し、住民や地域の関係者と「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を目指していきます。

重点事項

福祉を支える人材の確保

人口減少が進み、福祉を支える人材の確保が難しいため、職員の処遇改善、いきいきと働ける職場づくり、多様な働き方などに取り組み、あらゆる手段を講じて人材の確保・定着に努める。

体制整備

複雑・多様化する時代の福祉ニーズに柔軟に対応するため、組織の役割や責任等を明確化にし、効率化に努める。

人材育成

社協職員としての意識を高める研修や個人のスキルアップ、組織のスキルアップなどの資質向上に取り組む支援を行い、中長期的な人材育成と次を担う人材育成に努める。

1. 社会福祉協議会組織の運営

(1) 会議の開催

①	理事会の開催	年3回
②	評議委員会の開催	年3回
③	評議員選任解任委員会	随時
④	監査会の開催	年1回
⑤	監事研修会への参加	年1回（県社協開催）

(2) 法令遵守・危機管理体制の徹底

①	金庫内例月検査	毎月1回
②	事故報告・苦情対応	随時

(3) 労務・衛生管理・研修等の開催

①	職員・事業所内研修	随時
---	-----------	----

(4) 社協会費・会員制度の周知と加入促進

財政状況が厳しい中、自主財源確保は重要課題であり、地域福祉推進の事業費となる社協会費の周知と加入促進に努めます。

①	全戸会員制度の推進
②	法人会員の増強

(5) 広報・啓発活動の充実

社協が展開する地域福祉活動の様子や介護、ボランティア活動に関する情報提供、地域福祉活動を推進していく上で住民等の意識の高揚に向けた啓発活動を推進します。

また、若年層にも福祉や地域に興味を持ってもらうためにSNS等を利用した情報発信を行います。

①	広報紙「ぬくもり」の発行（年6回）
②	HPの充実
③	SNSの活用と充実
④	社会福祉大会の開催

2. 地域福祉活動

(1) 福祉相談援助活動

福祉相談機能の充実強化を図り、各種関係機関との連携のもとに問題解決に努めます。

- ① 心配ごと相談所の開設
- ② 心配ごと法律相談所の開設

(2) 福祉サービス利用援助事業（県社協受託事業）

日常生活を営む上で、判断能力が低下した高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、関係機関と連携し福祉サービス利用手続きや、日常の金銭管理などの援助を行います。

(3) 法人後見事業

認知症高齢者、知的障がい者、および精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人または補助人となることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護します。

(4) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

県社会福祉協議会が行なう生活福祉資金貸付の受付を行い、低所得世帯等を対象に、民生児童委員を通じ自立した生活にむけた支援を行い、生活の安定と生活意欲の向上に繋げていきます。

(5) 生活困窮者自立支援事業（県受託事業）

① 自立相談支援事業

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援計画を作成しさまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

② 家計改善支援事業

家計の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱えている生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点からの必要な情報提供や助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目指します。

③就労準備支援事業

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備をしての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施します。

④フードサポート事業

食料の確保が困難で生命の安全がおびやかされている生活困窮者に対し、地域住民の協力により、一時的に必要な食糧の提供を行い、生活困窮者の自立を促進するとともに、お互いに助け合えるまちづくりを目指します。

(6) ふれあい・いきいきサロンの推進

高齢者や子育て中の親子など地域の誰もが楽しく気軽に立ち寄れる仲間づくりと出会いの場を地域住民が自主的・自発的に取り組めるよう推進していきます。

また、サロン運営の担い手を育成し、地域の福祉力向上につなげていきます。

- ① ふれあいサロンの実施 (17カ所)
- ② いきいき子育てサロンの実施 (1ヶ所)
- ③ コミュニティカフェの実施 (1ヶ所)

(7) 在宅要介護老人等紙おむつ支給事業

在宅要介護老人等に対して、衛生的で快適な日常生活をおくれるように年4回紙おむつを支給し、介護にあたる家族の身体的、経済的負担の軽減を図ります。

(8) 給食サービス事業

独り暮らしの高齢者の食生活の改善と見守り・安否確認を行う為、ボランティアによる手作り弁当を民生委員より配布します。

(9) 配食サービス事業(町受託事業)

65歳以上の方を対象に、週3回(月、水、金)バランスの摂れた食事を提供し、安否確認を行います。

(10) 福祉用具貸付事業

一時的に在宅介護が必要な方に対し、福祉用具を貸与することで日常生活の便宜と自立を図ります。

(11) 福祉教育の推進

地域福祉やボランティアへの関心と理解促進のため、児童生徒へ高齢者疑似体験・車いす等貸出し、福祉教育の推進を図ります。

(12) ボランティア活動の推進

ボランティアが誰でもできる身近な活動として理解を深めてもらうための啓発活動や養成講座等の開催、住民が参加しやすいプログラムの提案や開発に努めます。

- ① ボランティアに関する相談・登録・斡旋
- ② ボランティア保険の加入促進
- ③ ボランティア団体等の情報共有・連携
- ④ ボランティア活動の啓発
- ⑤ ボランティア育成・発掘・研修事業

(13) 災害ボランティアセンターの体制整備

自然災害等の発生時に備え、関係機関・団体等の連携・協力により、災害ボランティア活動の支援体制に向けた取り組みを進めます。

- ① 災害ボランティアセンターの候補地の選定
- ② 災害用備品の整備
- ③ 災害ボランティアセンターの運営者研修会への参加

(14) 共同募金運動等の推進

地域福祉活動、ボランティア活動支援のための民間資金として赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金活動等を展開し、募金の目的や方法の周知により、配分方法の透明性の確保と幅広い分野での効果的な運用に努めます。

- ① 共同募金への協力
- ② 共同募金配分金の適正実施
- ③ 歳末たすけあい募金への協力
- ④ 日赤募金への協力
- ⑤ 各種団体への助成

(15) まごころ銀行

まごころ銀行の運営強化を図り、預託金による地域福祉事業の推進に努める

- ① まごころ銀行運営委員会の開催（年2回）
- ② 啓発活動を強化し、預託金の確保に努める
- ③ まごころ銀行の適正運営に努める
- ④ 小学校入学、少年式の記念品贈呈事業
- ⑤ スポーツ少年団へのスポーツ用品助成
- ⑥ 保育所が開催する人形劇講演への助成
- ⑦ 町内福祉施設への福祉用具助成

(16) 団体等の支援

各種団体への支援を図り、地域活動の推進及び生きがいづくりに努める

- ① 伊方町老人クラブ連合会
- ② 西宇和郡障害者協会
- ③ 伊方町赤十字奉仕団
- ④ 伊方町遺族会
- ⑤ 伊方町シルバー人材センター
- ⑥ 日本赤十字社伊方町分区

(17) その他

地域住民の様々なニーズに対し、住民主体の原則の下、開拓性、創造性、即応性をもった事業実施に努め、福祉のまちづくりを推進する。

3. 介護保険事業

「居宅介護支援事業」

要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。

(1) ケアプランの作成

(2) 町委託事業の実施

- ① 訪問調査の実施
- ② 介護予防ケアプラン作成
- ③ 包括連絡会への参加

「訪問介護事業」

要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行います。

(1) 訪問介護事業の実施

(2) 介護予防訪問介護事業の実施

(3) 障害者居宅介護事業・重度訪問介護事業の実施

(4) 高齢者生活管理指導員派遣事業の実施（町受託事業）

「通所介護事業」

伊方町指定管理者制度による伊方町デイサービスセンターの管理・運営に努め、サービスの充実を図り、現在の利用者の満足度の向上を目指します。また、新規利用者の獲得のため、居宅介護事業所との連携を行います。基準該当生活介護事業では、利用者の社会参加の促進、健康増進に努めます。

(1) 通所介護事業の実施

(2) 介護予防通所介護事業の実施

(3) 障害者基準該当生活介護事業の実施